令和７年度

秋 田 地 方 最 低 賃 金 審 議 会
第 1 回秋田県最低賃金専門部会

議事次第及び資料項目

令 和 7 年 8 月 6 日 （ 水 ）

秋田合同庁舎　第1会議室（5階）

次　第

１　開　会

２　議　題

（１）秋田県最低賃金専門部会の部会長及び部会長代理の選出について

（２）秋田県最低賃金の改正決定に関する参考人の意見聴取について

（３）秋田県最低賃金の金額審議について

（４）今後の専門部会の開催日程について

（５）その他

資　料

１　秋田地方最低賃金審議会秋田県最低賃金専門部会委員名簿

２　秋田県最低賃金に関する参考人の意見陳述要旨

３　秋田地方最低賃金審議会秋田県最低賃金専門部会審議日程（案）

資料１

秋田地方最低賃金審議会
秋田県最低賃金専門部会委員名簿

＊50音順

区　分	氏　　名	現　　職
公益代表	臼木（うすき）　智昭（ともあき）	秋田大学　教授
	嵯峨（さが）　宏（ひろし）	弁護士
	松本（まつもと）　和人（かずと）	弁護士
労働者代表	後藤（ごとう）　正文（まさふみ）	JAM秋田　事務局長
	曽我（そが）　章生（あやいき）	連合秋田　事務局長
	新関（にいぜき）　直人（なおと）	UAゼンセン　秋田県支部長
使用者代表	小野（おの）　秀人（ひでと）	(一社)秋田県経営者協会　専務理事
	境田（さかいだ）　未希（みき）	(株)境田商事　取締役
	時田（ときた）　祐司（ゆうじ）	時田電機工業(株)　代表取締役社長
任　　期		令和7年7月29日　～　専門部会廃止まで

資料２

（別添）

秋田県最低賃金に関する参考人の意見陳述要旨

令和７年８月6日

<table>
<tr><td colspan="2">氏　　名</td><td colspan="3">伊藤　ちひろ</td></tr>
<tr><td colspan="2">所属する事業所名</td><td>秋田県労働組合総連合</td><td>所属事業所の役職名</td><td>事務局長</td></tr>
<tr><td colspan="2">所属する労働組合名</td><td>秋田県労働組合総連合</td><td>所属労働組合の役職名</td><td>事務局長</td></tr>
<tr><td colspan="2">所属事業所の業務内容</td><td colspan="3">労働組合の地方センター</td></tr>
<tr><td rowspan="5">意見の内容</td><td>所属している労働組合の組織状況について</td><td colspan="3">別紙に記載しました</td></tr>
<tr><td>あなたが所属する企業における賃金動向について（分かる範囲内で）</td><td colspan="3">別紙に記載しました</td></tr>
<tr><td>あなたが所属する労働組合に所属する産業全体における賃金動向について（分かる範囲内で）</td><td colspan="3">別紙に記載しました</td></tr>
<tr><td>秋田県最低賃金改正決定にあたってはどのような視点を重視して改正すべきであると思いますか。</td><td colspan="3">別紙に記載しました</td></tr>
<tr><td>その他、ご意見、ご要望等がございましたらご自由に述べてください。</td><td colspan="3">別紙に記載しました</td></tr>
</table>

資料ある場合は添付してください。書ききれない場合は、別紙にご記入ください。
形式を同じくして、パソコンで表から作成しても構いません。

秋田県最低賃金に関する参考人の意見陳述

１.はじめに

秋田県労働組合総連合事務局長の伊藤ちひろです。このたびは秋田地方最低賃金審議会において意見をのべる機会を与えていただき、感謝申し上げます。秋田県の地域別最低賃金の改正にむけた各委員のご尽力に敬意を表しながら、意見をのべさせていただきます。

秋田県労働組合総連合（秋田県労連）は 1989 年 11 月の結成以来、一貫して、地域別最低賃金の引き上げをはじめ、すべての労働者の賃金底上げを実現し、消費購買力を高め、地域経済の活性化をはかることを追求してきました。また、秋田県労連は、医療・介護・保育・運輸・製造・建設・通信・販売・サービスなどの民間労働組合がその構成組織として活動しており、その中にはパート・アルバイト・臨時・派遣・会計年度任用職員など、いわゆる非正規雇用の労働者も多くふくまれています。この非正規雇用労働者は県労連の構成組織である中央官庁および地方自治体、教育など公務の職場においても増加傾向を示しており、処遇改善の面からみて、地域別最低賃金の水準に大きな関心を持つこととなっています。

賃金は、それによって自立して生計が営めるものでなくてはなりません。また、首都圏などとの地域間格差を解消する必要があります。現行の最低賃金について、さらなる改善が求められていると考えます。今年度の審議にあたりましても、最低賃金法第１条の実現、憲法 25 条に規定される「健康で文化的な最低限度の生活を営む」ことができる賃金の実現をめざし、審議をおこなってくださいますようお願い申し上げます。

２．独立して生計を営める賃金水準をめざしてください

秋田県の地域別最低賃金（時間額 951 円）でひと月 173.8 時間（一ヵ月の平均法定労働時間）働いたとすれば 165,284 円（端数四捨五入）です。ここから、税金や社会保険料等が控除されますので、手取りは 13 万～14 万円程にしかなりません。労働基準法第 1 条で「労働条件は、人たるに値する生活を営むための必要を充たすものでなくてはならない」と規定されていますが、この賃金水準では「求められるところ」に至っているとはいいがたいと思います。

雇用労働者の 4 割が臨時・非常勤・パート・アルバイト、会計年度任用職員などの非正規雇用です。その中には、家計を支える立場の労働者も多く、「家計補助」的な考え方はすでに通用しなくなっています。最低賃金及び最低賃金近傍で働いている労働者にはボーナス（一時金）がないか、あっても少額にとどまります。労働者の賃金に大きな影響を与える最低賃金の大幅な引き上げで、独立して生計を営める賃金水準の実現が求められていると思います。

３．最賃引き上げ、格差の解消の声は日増しに大きくなっています

私たちは、本年 7 月 19 日に秋田駅前で街頭宣伝をおこない、約 90 分間最低賃金に関するシール投票を実施しました。シール投票には 50 人が参加され、最賃はいくらが適正かの質問に対し、「951 円 0 人、1000 円 23 人、1300 円 13 人、1500 円 14 人」の結果でした。半数が 1000 円、半数が 1300 円以上で、1500 円が 3 割という結果でした。学生でアルバイトをしている方々は、「せめて 1000 円は超えて欲しい」と言ってシールを貼り、家計の柱になっている年配の方々が 1300 円・1500 円とこたえるのが印象的でした。物価高で生活が苦しく「今の賃金は低すぎる、賃上げを」の切実な声が寄せられました。

最低賃金に関する懇談会で、地元の大学生は「秋田市内の大学に進学した。入学金・授業料は親の援助と奨学金を借りて納入している。しかし、生活費については親に頼るわけにはいかず、アルバイトで稼いでいる。アルバイトの賃金は最賃ぎりぎりで低いので、ダブルワークをしなくてはならない。余裕は全くない。卒業後は県外に出る。奨学金を返すには少しでも賃金の高いところで働く必要があり、現状では秋田に残る選択肢はない」から寄せられた言葉です。賃金の低さ・格差の大きさから青年が県外に出てしまうことが問

題となっていますが、それを裏付けるように切実な声が寄せられました。最低賃金の引き上げによる賃金の底上げが大きく期待されています。

秋田県労連は秋田県内の 25 市町村議会に「最低賃金の大幅引き上げ、格差解消、時間額 1500 円を展望し全国一律最賃制の実現を国に求める意見書採択」の陳情を今年 2 月におこないました。その結果 25 市町村中 17 の議会で採択いただきました。

４．地域間格差解消は待ったなしの課題です

地域間格差は大きな問題です。もっとも金額の高い東京は時間額 1,163 円です。秋田は 951 円ですので、格差は時間額 212 円です。全国単独最下位であることに加え、東京で働く労働者よりも 2 割も低い賃金は、秋田で働く労働者の尊厳を心底傷つけています。

中央最低賃金審議会は昨年の目安を全国一律 50 円としました。格差是正を求める世論の高まりを考慮したものと評価されますが、しかし、Ａ～Ｃのランク制の下では、賃金の高いところは高く、低いところは低くなるような構図に大きな変化はありません。ちなみに、秋田県は目安に 4 円の上乗せを行い過去最高の引き上げとなりましたが、それでも全国単独最下位となっています。青森・岩手・山形も全国最低位であり、札幌を持つ北海道、仙台を持つ宮城も人口流出地域となっています。

地域別最低賃金は官民問わず非正規雇用労働者の賃金に影響を与えてきています。地域間格差によって労働力が地方から都市部へ流出し、地方の人口減少と高齢化によって地域経済が疲弊しています。最低賃金を全国一律に是正することと抜本的に引き上げることは、地域経済を守るための経済対策だと考えます。人口減少がすすみ、労働力不足が現実のものとなっている今日、賃金格差による労働力の流出は防がなくてはならず、地域間格差を縮小し、解消することは待ったなしの課題であると思います。

全国労働組合総連合と地方組織（東北 6 県はじめ・全国 28 地方組織）で 5 万人の協力で取り組んできた、「マーケットバスケット方式」による「最低生計費試算調査」によると、全国どこでも 25 歳単身者で月額 24 万円、時間額 1,500 円以上（月 150 時間換算）が必要との結果が示されています。この調査は、「食べるのがやっと」といったぎりぎりの生活ではなく、ワンルームの部屋を借り、冷蔵庫・洗濯機・ストーブ・エアコン・掃除機などの電気機器やテーブル・寝具などの最低限の家財を持つ、移動手段として中古の軽乗用車を所有し、一日 3 食を摂り、友人・同僚との会食も月 1～2 度あるといったごく普通の生活をしていくのに必要な金額を算定しています。その結果が、時間額に換算して 1,500 円以上となりました。最低賃金の大幅引き上げの要求を裏付けるものだと確信します。しかも、全国各都道府県で実施した同様の調査とほぼ同じ結果となっており、地域間格差の解消は必要であることを裏付けるものとなっています。

５．中小企業支援の拡充で最賃引上げにむけた条件整備を

最低賃金の引き上げは「失業」が増えるリスクが高いとの主張があります。しかし、年々最低賃金は引き上げられてきましたが、失業率は悪化することなく推移しています。

昨年、徳島県では目安に 34 円プラスする 84 円の引き上げが行われました。徳島では、県独自の支援策もあって企業倒産が急増するという事はなく、有効求人倍率も高くなり企業の採用手控えは起きていません。実質賃金が 2024 年 8 月から連続して前年比プラスになっていることが報告されており、最低賃金の大幅な引き上げによる期待感からパート勤務の新規求職申込も前年比でプラス傾向となっています。最賃の大幅引き上げが、地域経済にプラスの効果をもたらしています。

地域経済の主役である中小企業・小規模事業者は、消費税 10%増税の悪影響を受け、その直後、新型コロナウイルス感染予防対策によって経済活動が事実上止まり、大きな打撃を受けました。燃料・原材料の高騰、諸物価の値上がりはそれに追い打ちをかけています。中小・小規模事業者は発注大企業や元受け企

業など上部企業による優越的地位の濫用や低価格受注の押し付けによって、生産性が低く抑えられています。労働者国民が低賃金の状態に長くおかれていることから、消費購買力・消費意欲が失われ、生産してもモノが売れない事態になっています。

今必要なのは、中小企業・小規模事業者の経営を支え、賃金引き上げの環境を整え強化することです。政府の責任で、優越的地位の濫用を防止し適正価格による公正な取引を実現すること、原材料・生産コストを適正に価格転嫁できるようにすること、中小企業・小規模事業者向けの金融支援の強化や社会保険料負担の軽減などを実施することが求められます。最低賃金引き上げを可能にする助成の強化、内需の拡大による経済効果を実現することです。こうしたことについても、審議会の意見として答申に反映し、積極的に発信していくことも大切であると考えます。

６．まとめ

政府は「2020 年代に全国加重平均 1500 円」の目標を掲げましたが、「賃金の低廉な労働者」の賃金を改善し、労働者の生活安定を図ることを考え、物価スライドや他県との比較ではなく、生計費原則に基づき、「直ちに 1500 円」に引き上げていく事が求められます。同時に、中小企業・小規模事業者の経営支援を万全にしていかなくてはならないと考えます。

今年度の審議にあたりましても、最低賃金がどうあるべきなのかを真摯にご検討いただき、大幅な引き上げを実現し、「労働者の生活の安定」（最低賃金法第１条）に資する水準に引き上がるよう、精力的に審議をおこなってくださるようお願い申し上げます。

秋田県最低賃金に関する参考人の意見陳述要旨

2025年8月6日

<table>
<tr><td colspan="2">氏　　名</td><td colspan="3">髙村美幸</td></tr>
<tr><td colspan="2">所属する事業所名</td><td>[redacted]</td><td>所属事業所の役職名</td><td>理学療法士</td></tr>
<tr><td colspan="2">所属する労働組合名</td><td>中通病院労働組合</td><td>所属労働組合の役職名</td><td>執行委員長</td></tr>
<tr><td colspan="2">所属事業所の業務内容</td><td colspan="3">[redacted]</td></tr>
<tr><td rowspan="2">見の内容</td><td>所属している労働組合の組織状況について</td><td colspan="3">正職員1,052名、嘱託、臨時パート451名、合計1,503名。
組合員数839名（内、嘱託臨時パート69名）、
正職員での組織率73.1%、全体では55.8%となります。</td></tr>
<tr><td>あなたが所属する企業における賃金動向について（分かる範囲内で）</td><td colspan="3">コロナ禍を経て、医療・介護の現場では経営が悪化し、そこで働く労働者の心身の疲弊も極限に達しています。もともと基礎体力が弱い日本の医療・介護経営の実態に、物価高騰による収益の大幅な減少が押し寄せ、全国の7割以上の医療機関が経営破綻の危機に立たされています。医療従事者の離職率の上昇も、病院経営に悪影響を与えます。激務や低賃金、労働環境の悪化など、様々な要因が離職を招き、人材不足に拍車をかけています。早急な国の思い切った支援が必要です。そのためにも今回の最低賃金の改定は大幅な引き上げを実現し、独立して生計を営める賃金水準に引き上げていただきたいと考えます。
2024年度は、診療報酬・介護報酬改定がありました。医療従事者限定で「ベースアップ評価料」が新設され、賃上げに充てるとして初診料や入院基本料の引き上げが盛り込まれました。しかし、平等に配分しようとすると持ち出しが多くなり、残念ながらわずかなベースアップ財源に留まり物価高騰に追いつくような賃上げとはなりませんでした。
各職種の賃金（基本給）を県内の同規模病院（秋田大学病院、厚生連、日赤等）と比較すると、初任給はほとんど変わりませんが、年数が経つごとに格差が広がり定年時（60才）では看護師で、月約10万円以上の差があります。事務をはじめ検査技師や放射線技師等ほとんどの職種の基本給が同様です。また、病院内でも職種間の格差があり、看護助手や調理師、調理助手の賃金が低く抑えられています。また、定年後の「再雇用制度」を利用して継続して働く人が増えたこともあり、ここ数年、嘱託臨時パート職員が増えています。（現在では、全職員の約30%となっている。）臨時パート職員の賃金は正職員との格差が大きく、看護師で時給[redacted]円（1日7.5時間、20日間=[redacted]円）看護助手で時給[redacted]円（1日7.5時間、20日間=[redacted]円）という実態です。特に看護助手については、低賃金のためか、募集しても人が集まらず慢性的な人手不足が続いています。以上の状況から、看護師を中心に毎年退職者が多くいます。退職理由は様々ありますが、やはり労働力に見合わない低賃金であること</td></tr>
</table>

		が最大の理由となっています。
	あなたが所属する労働組合に所属する産業全体における賃金動向について（分かる範囲内で）	上部組織は日本医療労働組合連合会、通称日本医労連といいます。組織数は 16 万人です。県では 4400 人で、厚生連、秋田大学病院、赤十字病院、あきた病院等 16 の病院が加入しています。 私たちが働く、医療・介護現場では、看護師はじめ国家資格等のライセンスをもつ労働者が多数です。しかし、非常に低い賃金水準におさえられています。医療・介護労働者の過酷な労働実態と社会的役割を考えれば、専門職とは思えない低い賃金水準です。仕事に見合わない低賃金が離職を促し、看護師・介護職員の不足に拍車をかけています。加えて、診療報酬、介護報酬は全国一律であるにもかかわらず、賃金実態は地域間の格差が大きく、地域別最低賃金の地域間格差とリンクしています。要するに、最賃が全国最下位であるように基本給も全国最下位レベルにあるという事です。同時に時給の格差も大きくなっています。日本医労連の調査（2024 年度賃金実態調査）では、非正規の時給の最低は、看護師 892 円、准看護師 802 円、事務部門 785 円、給食部門 773 円、介護福祉士 785 円、ヘルパー785 円となっています。 私たち医療・介護・福祉労働者は全国どこでも同水準の医療・介護を提供しなければなりません。しかし、賃金が地域によって格差が存在することには納得できません。厚労省白書によると、2040 年推計で医療福祉の就業者数の見通しとして 1070 万人が必要となり、244 万人を増やさなければいけなくなると示しています。このような低賃金実態を放置したままでは、国民の要求に応える医療と看護、介護の提供体制の確保は、到底困難といわなければなりません。医療介護労働者の人手不足を解消するためにも、賃金水準の大幅な引き上げが求められています。
	秋田県最低賃金改正決定にあたってはどのような視点を重視して改正すべきであると思いますか。	現在の最賃 951 円を秋田県毎月勤労統計 2025 年 4 月総実労働時間 147.2 時間、年間 1766 時間で単純計算をすると、月額 139,956 円、年額 1,679,466 円となります。はたして本当にこの金額で生活ができるでしょうか。「秋田で働き、結婚して子育てをして、生活し続ける」ということには到底及ばない金額です。現在の地域間格差のままでは、秋田の若者が展望を持って地元で働くことができません。2024 年人口動態統計から、秋田県は残念ながら婚姻率・出生率が全国最下位という、若者に展望・未来のない状況が続いています。賃金が低いことで婚姻や出生に展望がもてない社会になっています。 日本の最低賃金は非常に低く、フルタイムで働いても必要生計費に遠く及びません。また、医療・福祉の所定内賃金（厚労省「賃金構造基本統計調査」）と地域別最低賃金は明確に相関しており、地域別最低賃金の格差が反映しています。「全国一律最低賃金制」で、格差の是正・賃金底上げをはかることは、医療・介護労働者全体の賃金改善につながります。また、社会保障負担の軽減を求める運動とともに最低賃金の引き上げは生活保護基準とも連動することから、全国一律の最低賃金は、ナショナルミニマムとしての「国民生活の最低保障」を確立する大きな一歩ともなり、「格差と貧困」の解消に結び付けるためにも重要です。 『秋田は住みやすいが、賃金が安すぎて生活できない』との声がありま

		す。改めて、少子化・子育て対策には、思い切った最低賃金の大幅な改正が重要と私たちは考えます。
	その他、ご意見、ご要望等がございましたらご自由に述べてください。	私は現在、労働組合の専従として勤務しております。組合員の中には、臨時パート職員として働く方もたくさんいます。実際行う業務は正職員と何ら変わりない業務を行っています。看護師も低い賃金ですが、看護助手や運転業務の方の賃金があまりにも低すぎます。賃金については、時給が採用時 971 円でまさに秋田県の最低賃金近傍で働いている状況です。賃金の改善や正職員への登用などは、基本的には労使の交渉にもよるものと思いますが、最低賃金が引き上がることで時給へダイレクトに影響を受けるため、最低賃金の大幅引き上げについては皆さんが期待しています。これまで述べてきたように、最低賃金は秋田県の少子化対策、私たちの職場の賃金が大きく影響することは明らかです。 現在のような低賃金実態が続くようでは、せっかく医療・介護の道を目指しても賃金の高い地域へと若者が行ってしまうことを止めることはできません。感染症の影響で賃金格差が広がる中、格差是正には最低賃金の大幅引き上げが不可欠です。 秋田の若者が地元で働き、結婚して生活し続ける事ができ、そして将来展望につなげていくためにも、思い切った大幅な最低賃金の引上げ実現のためご審議頂くようお願い申し上げます。

資料ある場合は添付してください。
書ききれない場合は、別紙にご記入ください。

秋田県最低賃金に関する参考人の意見陳述要旨

令和７年８月６日

<table>
<tr><td colspan="2">氏　　名</td><td colspan="3">杉　山　芙美子</td></tr>
<tr><td colspan="2">所属する事業所名</td><td>[redacted]</td><td>所属事業所の役職名</td><td>学校司書（会計年度任用職員）</td></tr>
<tr><td colspan="2">所属する労働組合名</td><td>秋田県高等学校教職員組合</td><td>所属労働組合の役職名</td><td>組合員</td></tr>
<tr><td colspan="2">所属事業所の業務内容</td><td colspan="3">学校司書として、高等学校における教育活動</td></tr>
<tr><td rowspan="5">意見の内容</td><td>所属している労働組合の組織状況について</td><td colspan="3">組合員数２３０名（うち正規２００名、非正規３０名）</td></tr>
<tr><td>あなたが所属する企業における賃金動向について（分かる範囲内で）</td><td colspan="3">別紙参照</td></tr>
<tr><td>あなたが所属する労働組合に所属する産業全体における賃金動向について（分かる範囲内で）</td><td colspan="3">別紙参照</td></tr>
<tr><td>秋田県最低賃金改正決定にあたってはどのような視点を重視して改正すべきであると思いますか。</td><td colspan="3">別紙参照</td></tr>
<tr><td>その他、ご意見、ご要望等がございましたらご自由に述べてください。</td><td colspan="3">別紙参照</td></tr>
</table>

地域最低賃金引き上げに関する意見陳述書

２０２５年8月6日

秋田県高等学校教職員組合より参りました杉山芙美子です。会計年度任用職員の学校司書をしています。

このたび秋田地方最低賃金審議会において意見を述べる機会をいただきありがとうございます。秋田県の地域最低賃金の改正にむけた各委員の皆様のご尽力に敬意を表しながら、意見を述べさせていただきます。

学校現場で働く教職員には正規の教員だけでなく、臨時講師、非常勤講師、また非正規職員である学校司書、非常勤技師、支援員等、多岐にわたる職種の人がいます。こうした正規でない職種は次年度の雇用が安定的でなく、賃金も低いことから、その生活は決して安心感をもてるものではありません。

私たち学校司書は正規の雇用がなく、全員が非正規雇用です。会計年度任用職員と名前が改められましたが、パートタイム雇用ということで退職金等もありません。実際に給与や雇用の条件のために仕事を離れた人もいます。年度更新２回、３年ごとに試験という条件は、専門職種ということで更新の上限撤廃となりましたが、雇用の不安は尽きません。この仕事を目指したいという生徒には、今の賃金では独立して生計をたてられないことから、正規職員の採用試験のある他の県を紹介しています。現在の給与月額は [redacted]円で週２９時間勤務。私は週５日、５時間48 分勤務で、時給換算すると [redacted]円ほどです。

学校内で学校司書は一人職種であり、誰かの補助をするのではなく、自ら学んで生徒に還元していかねばならない仕事です。他県では雇用が安定している正規の職員が担う仕事です。しかし私たちの給与の格差や勤務時間の短さが他県との教育の格差を生まないよう、授業支援の際や読書相談など、他館の資料を借りるなどしながら全力で取り組んでいます。

令和３年度４月から（法律、条例上は令和２年から）会計年度任用職員に切り替わり、新たにボーナスを支給するために日給制となり、月の賃金が減ったことがありました。「年間トータルで計算するとプラス 10 万円ほどになる」という説明を受け、実際にその通りではありましたが、月ごとに変わる手取り額が 10 万円に届かない月もありました。勤務時間は短いものの、平日は毎日働いてもらえる賃金が、低く抑えられることに心折れる思いがありました。会計年度任用職員に切り替わった際、経験年数が長い人も３年に満たない人も同じ上限の等級になりました。資格手当等もありません。現在は月給制に戻り、昨年度、給与があがったことは喜ばしかったのですが、最近の物価高に追いつくところまでには至っておりません。私には８歳の子がいますが今年の七夕の短冊は「米やすくなりますように」でした。労働者が不安なく生活でき、子ども達が将来に希望を持てるような秋田県になるよう、最低賃金の引き上げを求めます。

令和７年度　秋田地方最低賃金審議会日程（案）

	日時	審議会名	場所	主な議題
ケース１ **８月 19 日　答申** **９月４日　異議審** **10 月 16 日　発効**	８月　６日（水）　午後１時 30 分～	第２回秋田地方最低賃金審議会	秋田合同庁舎第１会議室（５階）	・目安伝達、賃金実態調査結果
	（本審終了後）　午後３時 00 分頃～	第１回秋田県最低賃金専門部会		・部会長及び部会長代理の選出、参考人意見聴取、基本的考え方・金額提示、金額審議
	８月　８日（金）　午後１時 30 分～	第２回秋田県最低賃金専門部会	秋田合同庁舎第２会議室（５階）	・金額審議
	８月 19 日（火）　午後１時 30 分～	第３回秋田県最低賃金専門部会	秋田合同庁舎第２会議室（５階）	・金額審議
	（専門部会終了後）午後３時 00 分頃～	第３回秋田地方最低賃金審議会	秋田合同庁舎第１会議室（５階）	・専門部会報告及び改正決定の答申、特定最低賃金改正決定の必要性の諮問
	８月 20 日（水）　午後１時 30 分～	第１回特定最賃に関する特別小委員会	秋田合同庁舎第２会議室（５階）	・４特定最低賃金の改正決定の必要性の有無　参考人意見聴取
	９月　４日（木）　午前 10 時 30 分～	第４回秋田地方最低賃金審議会	秋田市役所センタース洋室４（３階）	・異議審、特賃に関する特小委報告、特賃改正諮問
ケース２ **８月 25 日　答申** **９月 10 日　異議審** **10 月 22 日　発効**	８月　６日（水）　午後１時 30 分～	第２回秋田地方最低賃金審議会	秋田合同庁舎第１会議室（５階）	・目安伝達・賃金実態調査結果
	（本審終了後）　午後３時 00 分頃～	第１回秋田県最低賃金専門部会		・部会長及び部会長代理の選出、参考人意見聴取、基本的考え方・金額提示、金額審議
	８月　８日（金）　午後１時 30 分～	第２回秋田県最低賃金専門部会	秋田合同庁舎第２会議室（５階）	・金額審議
	８月 19 日（火）　午後１時 30 分～	第３回秋田県最低賃金専門部会	秋田合同庁舎第２会議室（５階）	・金額審議、結審せず８月 25 日へ継続審議
	（専門部会終了後）午後３時 00 分頃～	第３回秋田地方最低賃金審議会	秋田合同庁舎第１会議室（５階）	・特定最低賃金改正決定の必要性の諮問
	８月 20 日（水）　午後１時 30 分～	第１回特定最賃に関する特別小委員会	秋田合同庁舎第２会議室（５階）	・４特定最低賃金の改正決定の必要性の有無　参考人意見聴取
	８月 25 日（月）　午後１時 30 分～	第４回秋田県最低賃金専門部会	秋田合同庁舎第２会議室（５階）	・金額審議
	（専門部会終了後）午後３時 00 分頃～	第４回秋田地方最低賃金審議会	秋田合同庁舎第１会議室（５階）	・専門部会報告及び改正決定の答申
	９月　４日（木）　午前 10 時 00 分～	第２回特定最賃に関する特別小委員会	秋田市役所センタース洋室４（３階）	・４特定最低賃金の改正決定の必要性の有無
	９月 10 日（水）　午前 10 時 30 分～	第５回秋田地方最低賃金審議会	外部会場予定	・異議審、特賃に関する特小委報告、特賃改正諮問
ケース３ **９月２日　答申** **９月 18 日　異議審** **10 月 30 日　発効**	８月　６日（水）　午後１時 30 分～	第２回秋田地方最低賃金審議会	秋田合同庁舎第１会議室（５階）	・目安伝達、賃金実態調査結果
	（本審終了後）　午後３時 00 分頃～	第１回秋田県最低賃金専門部会		・部会長及び部会長代理の選出、参考人意見聴取、基本的考え方・金額提示、金額審議
	８月　８日（金）　午後１時 30 分～	第２回秋田県最低賃金専門部会	秋田合同庁舎第２会議室（５階）	・金額審議
	８月 19 日（火）　午後１時 30 分～	第３回秋田県最低賃金専門部会	秋田合同庁舎第２会議室（５階）	・金額審議、結審せず８月 25 日へ継続審議
	（専門部会終了後）午後３時 00 分頃～	第３回秋田地方最低賃金審議会	秋田合同庁舎第１会議室（５階）	・特定最低賃金改正決定の必要性の諮問
	８月 20 日（水）　午後１時 30 分～	第１回特定最賃に関する特別小委員会	秋田合同庁舎第２会議室（５階）	・４特定最低賃金の改正決定の必要性の有無　参考人意見聴取
	８月 25 日（月）　午後１時 30 分～	第４回秋田県最低賃金専門部会	秋田合同庁舎第２会議室（５階）	・金額審議、結審せず９月２日へ継続審議
	（専門部会終了後）午後３時 00 分頃～	第４回秋田地方最低賃金審議会	秋田合同庁舎第１会議室（５階）	・専門部会の審議経過報告
	９月　２日（火）　午後１時 30 分～	第５回秋田県最低賃金専門部会	秋田合同庁舎第２会議室（５階）	・金額審議
	（専門部会終了後）午後３時 00 分頃～	第５回秋田地方最低賃金審議会	秋田合同庁舎第１会議室（５階）	・専門部会報告及び改正決定の答申
	９月　４日（木）　午前 10 時 00 分～	第２回特定最賃に関する特別小委員会	秋田市役所センタース洋室４（３階）	・４特定最低賃金の改正決定の必要性の有無
	９月 18 日（木）　午前 10 時 30 分～	第６回秋田地方最低賃金審議会	外部会場予定	・異議審、特賃に関する特小委報告、特賃改正諮問

資料３